様式第3号(第8条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　様

都留市長

都留市空き家バンク利活用事業補助金交付(不交付)決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった　　　　年度都留市空き家利活用事業補助金については、次のとおり決定したので、都留市空き家バンク利活用事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1　決定内容　　　　　　　　交付　・　不交付

2　補助金の交付決定額　　金　　　　　　　　　　　　　　　　　円

3　交付の条件

1. 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
2. 空き家を購入した者は、申請日の属する年度内に都留市の住民基本台帳に記載、又は外国人登録原票に登録され、当該住所地を生活の本拠とすること。

(リフォーム補助の場合)

1. 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
2. 補助事業によりリフォーム工事を行った住宅をこの補助金の交付の決定を

受けた日から5年間取り壊さないこと。

4　不交付の理由